

一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

受託者は、米子市が委託して行う一般廃棄物の収集運搬業務をこの仕様書により行うものとする。

1 業務の目的

市民の日常生活に伴って生じた一般廃棄物（し尿及びびがれきを除く。以下「ごみ」という。）を、米子市一般廃棄物処理実施計画に基づき適正に収集、運搬し、市域の生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 業務内容

市が定める委託収集計画に従い、指定する収集区域内の土地又は建物の占有者によって集積場所に持ち出されたごみを指定した日時に収集し、指定された場所に運搬、搬入する。

収集運搬を委託するごみは、次に掲げるものとする。

- (1) 可燃ごみ
- (2) 古紙類

3 委託期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

4 収集区域及び収集日

収集区域及び収集日は、次の各号に掲げるごみの区分に応じ、当該各号の定めるところによる。

なお、土曜日、日曜日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間）は、収集は行わない。また、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（元日を除く。）については、可燃ごみのみの収集を行う。

ただし、上記年末年始の期間において、収集区域ごとに可燃ごみの収集日が2回ある場合は、そのうち市が指定する1回は収集日とする。

(1) 可燃ごみ

次のとおり収集を行う。

収集日	収集区域（別図1のとおり）
月曜日・木曜日	車尾地区、富益地区、大篠津地区
火曜日・金曜日	成実地区、彦名地区、崎津地区

(2) 古紙類

次のとおり収集を行う。

（市の分別区分に従い、「新聞・チラシ」、「本・雑誌」、「ダンボール・紙箱」の3分別で収集すること。）

収集日	収集区域（別図2のとおり）
第1・第3水曜日	大篠津地区、崎津地区
第2・第4水曜日	成実地区、尚徳地区

5 搬入

本業務で収集したごみは、収集日当日に、下表のとおり搬入するものとする。

- (1) 搬入施設及び搬入時間は、次のとおりとする。ただし、施設の事情又は、ごみの量が多い等特別な事情がある場合は、本市と協議のうえ変更することができる。

区分	搬入場所（処理施設）	搬入時間
可燃ごみ	米子市クリーンセンター	8:30～16:45
古紙類	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ、又は、市の指示する市内の施設	8:30～16:00(リサイクルプラザ) ※その他の施設については、現在、調整中

- (2) ごみを搬入する際には、処理施設管理者の指示に従うこと。
(3) 処理施設内でのごみの計量及びピットでのごみの投入等については、係員の指示に従うこと。

6 収集運搬車両

- (1) 受託者は、本業務を遂行するに足りる塵芥収集車（最大積載量2,000kg以上の2トン車）を常時3台以上保有することとし、平成21年3月24日までに配置すること（うち3台は新車とする。）。ただし、納車に時間がかかる等の事情により、平成21年4月1日までに間に合わない場合は、市との協議の上、納車までの期間は、他の塵芥収集車でのごみを認めるものとする。
- (2) 収集運搬車両は、自己所有又は継続的に使用権限がある米子市の委託業務の専用車両とし、委託期間中は、他の目的に使用してはならない。
- (3) 収集運搬車両には、米子市の委託車両である旨、業者名その他市が指示する事項を表示しなければならない。表示内容、表示場所等の詳細は、別途指示するものとする。また、全車統一したデザインとする。
なお、契約期間終了後においては、当該車両を、米子市の委託車両と認識しうるような状態で使用してはならない。
- (4) 収集運搬車両は、ごみが飛散又は流出し、悪臭が漏れるおそれのないものでなければならない。
- (5) 受託者は、関係法令を遵守し、使用する収集運搬車両の整備点検を適正に行い、常に収集業務に支障のないようにしておかななければならない。

7 人員

- (1) 受託者は、本業務を適正に履行するために必要な数の職員を配置しなければならない。なお、収集運搬作業は、収集運搬車両1台につき運転手1人、収集作業員2人で行わなければならない。
- (2) 受託者は、収集運搬作業及び車両管理の責任者並びに収集運搬業務に従事する者の名簿及び配置計画を本市に届け出なければならない。
- (3) 責任者は、正社員であって、業務内容を十分に熟知し、本業務に責任を負う者であること。また、市の指示に従い、一般廃棄物収集運搬・処分業者講習（財団法人日本環境衛生センター）を受講すること。
- (4) 運転手は、正社員であって、業務内容を十分に熟知し、適正に業務を遂行できる者であること。また、収集運搬車両の構造を十分に把握し、安全な操作ができる者であること。

- (5) 収集作業員は、業務の遂行能力を有する者であること。
- (6) 各収集運搬車両に1名以上は、相当の一般廃棄物収集運搬業務経験を有する職員を配置すること。

8 収集作業及び施設

- (1) 収集は、収集日の午前8時30分から開始し、できるだけ迅速に行うものとする。なお、市から収集時間の指示があった場合は、それに従うこと。
- (2) 収集作業は、市が別に定める収集業務の作業基準及び作業手順に基づき、安全かつ効率的に実施するものとする。なお、ごみの取り残しがあった場合、その他市から指示があった場合は、速やかに対応すること。
- (3) 業務中は、市から連絡が常にとれる体制を作っておくこと。
- (4) 収集運搬車両保管場所は、運行前の点検、清掃等に支障のない広さを有するものとし、洗車設備は、洗車及び汚水の処理等について周囲に迷惑を及ぼさないものとする。
- (5) 市は、必要に応じて受託者が使用する器材等进行检查し、不備と認めるものについては、改善の指示をすることができる。この場合において、受託者は、当該指示に従わなければならない。

9 収集運搬車両の運行

収集運搬車両の運行は、道路交通法（昭和35年法律第105号）、その他の関係法令を遵守し、事故防止に努めるものとする。

- (1) 収集運搬作業中は、他の車両の交通妨害にならないよう留意するとともに、道路上でごみの積替え又は分別をしないこと。
- (2) 収集運搬作業中に事故が発生した場合は、直ちに市に報告するとともに、誠意をもって対応し、受託者の責任において解決するものとする。
- (3) 車検及び故障により、代替車において収集運搬する場合は、市に事前に届出を行い、市の承認を受けること。
- (4) 収集運搬車両については、対人賠償無制限の任意保険に加入しなければならない。

10 一般的な遵守事項

本業務の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に定める収集及び運搬の基準、その他関係法令の規定によるほか、次の事項を遵守すること。

- (1) 収集作業員は、市の委託業務であることを念頭において、住民に対して常に親切丁寧に応接し、不快の念を与える言動があってはならない。
- (2) 運転手及び収集作業員は、市の定める作業基準に従い、作業服、反射材付安全チョッキのほか、ヘルメット又は帽子、作業靴、ゴム手袋等を着用し、常に清潔に保つこと。
- (3) 市民から金品等の謝礼を受け取ってはならない。
- (4) 常にほうき、ちり取り等清掃用具を携行し、飛散したごみは必ず清掃するものとし、ごみ集積場所等、本業務処理場所の清潔保持に努めること。

11 受託者の責務

- (1) 受託者は、言動が粗暴な者、品行不良な者、健康でない者、その他本市が不適當

と認めるものを従事させてはならない。

- (2) 受託者は、運転手及び収集作業員に対し関係法令、契約書及びその他業務に必要な事項を熟知させるとともに指導教育しなければならない。
- (3) 受託者は、労働安全対策を策定し、自らの責任で労働安全衛生法及び関係法令を遵守するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の処理を他人に再委託し、又は請け負わせてはならない。

1 2 研修

契約締結後から平成21年3月31日までの間に、分別、収集ルート等の研修、調査を受託者の負担で行い、4月1日から適正に収集業務を行うことができるようにすること。

1 3 業務実績の記録、報告

受託者は、市の定める収集作業日報により、その日の業務実績を記録しておかなければならない。

また、毎月の本業務の処理について「委託業務完了届」及び「委託業務実施月例報告書」を作成し、翌月の5日（3月の委託業務については、3月末日）までに収集作業日報、計量明細書とともに市に報告しなければならない。

1 4 経費等の負担

本業務を行うために必要な経費等は、すべて受託者の負担とする。

1 5 委託の解除

市は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

- (1) 受託者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったとき。
- (2) 受託者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められたとき。
- (3) 受託者が市の指示に従わなかったとき。

1 6 損害賠償

受託者は、本業務の処理に関して、本市又は第三者に損害を与えたときは、受託者の負担において、その損害を賠償しなければならない。

1 7 委託料の支払

受託者は、「委託業務完了届」の確認を受けた後、月ごとに委託料の支払を市に請求するものとし、市は、当該請求があった日から30日以内に、当該請求に係る額の委託料を受託者に支払うものとする。

一月当たりの支払額は、委託料の総額の60分の1に相当する額とし、1円未満の端数がある場合は、初回分に併せて支払うものとする。

1 8 契約締結後の届出

受託者は、契約締結後、速やかに下記の書類を提出するものとし、変更の生じたと

きは、必ず書面にて本市に報告しなければならない

- (1) 責任者、運転手及び収集作業員の名簿並びに配置計画書
- (2) 収集運搬車両の車検証（写し）
- (3) 車両保険証（自賠責保険、任意保険）（写し）
- (4) 緊急時の連絡先
- (5) 収集運搬車両の車両保管場所付近の写真及び見取り図

19 収集計画（委託業務内容）の変更

市は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、収集区域その他、本業務の内容を変更することができる。本業務の内容を変更した場合において、委託料の額を変更する必要があるときは、市と受託者が協議の上、委託料の額を変更するものとする。

20 その他

- (1) 市は、本業務の処理に関し、特に必要があると認めた事項をその都度受託者に指示することができる。この場合において、受託者は、当該指示に従わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項に疑義を生じた事項については、必要に応じて市、受託者が協議して定めるものとする。

【参考資料】収集量見込み

訂正後 ※下線部分が訂正箇所

1 可燃ごみ

(1) 月・木曜日

収集区域	収集量見込(kg)		
	年	週	一回分(週2回として)
車尾	1,099,467	21,144	10,572
富益	838,519	16,125	8,063
大篠津	370,500	7,125	3,562

(2) 火・金曜日

収集区域	収集量見込(kg)		
	年	週	一回分(週2回として)
成実	850,372	16,353	8,177
彦名	814,274	15,659	7,830
崎津	730,404	14,046	7,023

2 古紙

(1) 第1・3水曜日

区分	収集区域	収集量見込(kg)		
		年	月	一回分(月2回として)
新聞・チラシ	崎津	100,332	8,361	4,181
	大篠津	50,894	4,241	2,121
本・雑誌	崎津	50,656	4,221	2,111
	大篠津	25,695	2,141	1,071
ダンボール・紙箱	崎津	26,652	2,221	1,110
	大篠津	13,519	1,127	563

(2) 第2・4水曜日

区分	収集区域	収集量見込(kg)		
		年	月	一回分(月2回として)
新聞・チラシ	成実	116,812	9,734	4,867
	尚徳	47,465	3,955	1,978
本・雑誌	成実	58,976	4,915	2,457
	尚徳	23,964	1,997	999
ダンボール・紙箱	成実	31,029	2,586	1,293
	尚徳	<u>12,608</u>	<u>1,051</u>	<u>525</u>